

# 鴻巣市道路反射鏡設置基準

## 第1 目的

この基準は、見通しの悪い通行危険な市道に市が道路反射鏡を設置することについて、必要な事項を定め交通事故防止を図ることを目的とする。

## 第2 設置の基準

道路反射鏡は、他の車両又は歩行者を確認するために設置するものとし、次の基準を満たす場合に設置することができる。

- (1) 信号機の設置されていない交差点及び湾曲部（カーブ）又は屈曲部において、直接目視による見通しが利かないと認められること。
- (2) 自動車、もしくは歩行者や自転車の安全な通行が確保される一定の道路幅員があること。ただし、道路幅員・構造等の理由により道路上に設置できない箇所でも私有地に安全に設置できる場合は、この限りではない。
- (3) 設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとならないこと。
- (4) 行き止まりの私道については、受益世帯5以上であること。
- (5) その他特殊な道路または交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案し、市長が設置することを適当と認めた場合。

## 第3 設置の条件

道路反射鏡は、次の条件を満たす場合に設置するものとする。

- 1 設置箇所における近隣住民の理解と了解があること。
- 2 第2の(2)に掲げる私有地に設置する場合は、土地所有者から別記様式1の「道路反射鏡設置承諾書」が得られること。
- 3 第2の(3)に掲げる設置箇所に隣接する土地所有者の同意があること。
- 4 行き止まりの道路に反射鏡を設置する場合は、近隣住民の代表者から別記様式2の「道路反射鏡設置要望書」による要望があること。

## 第4 開発行為に伴う道路反射鏡の設置

鴻巣市開発事業指導要綱に定めのある事業者は、同要綱に基づく事前協議及び中間検査時の指示により、道路反射鏡の設置を行うものとする。なお、設置にあたっては、この設置基準の規定を準用するものとする。

## 第5 撤去

市長は、道路環境の変化等により、設置した道路反射鏡が第2の設置基準に該当しないと認めるときは、当該道路反射鏡を撤去するものとする。

### 附 則

この基準は、平成21年8月1日から適用する。

### 附 則

この基準は、平成29年7月1日から適用する。

### 附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。